

# さいたま市事務事業総点検

## 記入要領

< 扶助費調書（附表3） >

行財政改革推進本部

## 1 扶助費調書（附表3）

### （1）作成対象とする扶助費

別紙「点検対象扶助費一覧」に掲げる扶助費すべて

### （2）作成課

別紙「点検対象扶助費一覧」に掲げる課とする。

### （3）記入要領

#### ① 扶助費名称

別紙「点検対象費扶助費一覧」の「事業名等」欄を記入すること。

#### ② 種別

次の観点から①～③の該当項目をチェックするとともに、「根拠法令等」欄に支出根拠となる法令等の名称を記入すること。

例えば、「生活保護扶助費」のように、国庫負担事業と市単独事業の両方に該当する場合には、①と③をチェックすること。

（チェック欄をクリックすると  ⇒  に変わる。）

#### ①国庫補助負担事業

国の補助負担事業による扶助費。ただし、国の制度の対象範囲内のみとし、市単独の横だし・上乗せの扶助費は除く。

#### ②県単独補助事業

県が単独補助事業として実施している扶助費。ただし、県の制度の対象範囲内のみとし、市単独の横だし・上乗せの扶助費は除く。

#### ③市単独事業

市が単独で実施している扶助費で、①国庫補助負担事業及び②県単独補助事業に係る市単独の横だし・上乗せの扶助費を含む。

※横だし・・・国県制度の対象範囲に対し、市単独で対象範囲を拡大。

上乗せ・・・国県制度の対象範囲に対し、対象範囲は同様であるが追加して給付。

### ③ 扶助費の概要

「2 種別」欄において、①、②に該当する扶助費は、「国庫補助負担事業・県単独補助事業」欄に、③に該当する扶助費は、「市単独事業（横だし・上乗せを含む）」欄に記入すること。

- ア 目的  
根拠法令等による給付目的を記入すること。
- イ 給付対象  
根拠法令等に定める給付対象範囲を記入すること。
- ウ 基準及び負担割合  
根拠法令等で定める基準並びに国、県及び市の負担割合を記入すること。
- エ 平成 22 年度予算額  
当該扶助費に係る平成 22 年度当初予算額を記入すること。